

第6号様式（第7条関係）

菓子製造業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名		生年月日	昭和 平成 令和 (西暦)	年 月 日
--------------	----	--	------	------------------------	-----------------

当該従事者が、次のとおり菓子製造の業務に従事したことを証明します。

1 従事施設名					
2 従事施設所在地	〒 都道府県				
3 電話番号	() -				
4 営業許可施設の種類	営業許可の種類（該当する□にレ点を記入）				
	<input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> 複合型そさい製造業のうち菓子の製造を営むもの <input type="checkbox"/> 複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの				
	許可年月日				
	年 月 日				
	廃業年月日（廃業施設のみ）				
5 従事期間	年 月 日				
	許可保健所				
	許可番号（廃業施設は空欄可）				
	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで				
	合計 年 か月 (除算期間: 年 か月)				
勤務形態がパート、アルバイト等にあっては勤務日数及び時間を記入すること。					
日／週、 時間／日					

6 証明日	令和 年 月 日				
7 証明者	施設名				8 実印又は職印
	住所				
	電話番号				
	役職		氏名		

菓子製造業務従事証明書（第6号様式）作成時の注意事項

1 菓子製造業務従事証明書は、受験者氏名から全て証明者が記入のうえ押印してください。受験者は、記入・訂正できません。

2 菓子製造業の範囲について

製菓衛生師法第2条に規定する「菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むもの）」の範囲は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むものまたは同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むものとする。

3 菓子製造業に従事した者であることの確認について

製菓衛生師試験の受験資格のうち菓子製造業に従事した者であることの確認に当たり、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の施設で従事している場合は、該当の施設の営業許可の内容からは菓子製造業を行っているかどうかの判断ができないことがあるが、従事証明書等に記載されている従事業務の内容により菓子製造業務に従事していることが確認できれば菓子製造業に従事した者として認める。

- 4 証明者は、原則として次の申請者（以下「営業許可申請者」という。）です。
食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 11 号（菓子製造業）、同条第 26 号（複合型そ う ざい 製造業）または同条第 28 号（複合型冷凍食品製造業）に掲げる営業の営業許可
- ※ 菓子製造業務従事証明書には、受験者が勤務していた施設の初回許可年月日の記入が必要になります。また、従事期間の開始日は、許可年月日以後であることが必要ですでのご注意ください。
- 5 受験する年度の製菓衛生師試験実施要領に記載されている受験資格をご確認いただきうえで、菓子製造業務従事証明書を作成してください。
- 6 従事期間については、菓子製造業務従事証明書の証明日現在で 2 年以上（2 受験資格(3)の場合においては 3 年以上）が必要です。
- 7 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に菓子製造業務に従事している場合は、職歴として認められます。
- 8 接客業務や配達業務は、職歴として認められません。
- 9 高校在学期間中の従事期間は、職歴として認められません。（定時制・通信制の場合は認められます。）

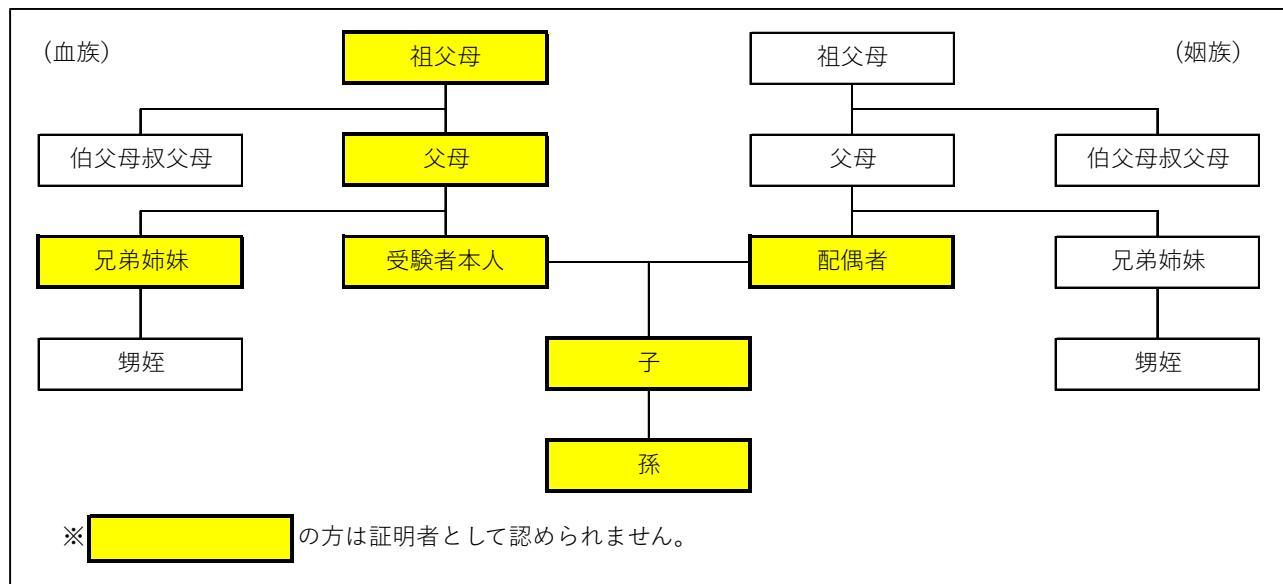
10 原則として営業許可申請者による証明が必要となります。

また、次の場合は第三者（同業種の施設の代表者（以下「同業種証明者」という。）

または食品衛生協会等菓子製造に関する所属団体の長）による証明が必要です。

(1) 施設長が受験者本人、配偶者もしくは二親等以内の血族の関係にある場合（次の図を参照）

(2) 勤務していた店舗や施設が廃業になり、証明が得られない場合



※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。

※ 証明できる者がいない場合は、改めて菓子製造の業務に従事する必要があります。

11 異なる期間に2か所以上の施設（支店等を含む。）で菓子製造業務に従事した場合は、施設ごとに菓子製造業務従事証明書が必要です。（「菓子製造業務従事証明書」を必要枚数コピーまたはホームページから印刷して使用してください。）

12 受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者等に直接確認を行うことや、菓子製造業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることがあります。

13 受験者が従事した施設の営業許可証の写し（コピー）を提出いただけすると、菓子製造業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることが少なくなります。

※ 営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

※ 勤務していた店舗や施設が廃業になり添付できない場合において、当該施設の許可が確認できない場合は、受験資格が認められません。

14（該当する場合のみ） 10 の同業種証明者により第三者証明をする場合、同業種証明者の営業許可証等の写し（コピー）を提出いただけすると、菓子製造業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることが少なくなります。

※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。また、廃業している場合は証明できません。

※ 営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

15 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。

16 記入する際は黒のボールペン（消えるボールペンは不可）を使用してください。

17 内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、証明印と同じ印を押印したう
えで訂正してください。

修正液等の使用、訂正印のないもの、捨て印による訂正は認められません。

18 証明者が受験者と同姓であるが、二親等以内の血族に該当しない場合は、下の余白
に、受験者との続柄・関係を具体的に記入してください。（法人代表者が、同姓である
場合も含む。）

(例) 「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」「証明者
は、受験者の二親等以内の血族ではありません。」等

<証明者の印について>

1 個人が証明する場合（個人事業主等が証明する場合）

市区町村に登録されている実印を押印してください。

(例) 個人経営の菓子製造業許可施設

2 法人代表者が証明する場合（代表取締役社長等または所属団体の長が証明する場合）

法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。

なお、社印、組合印等のみでの証明は認められません。

(例) 株式会社、有限会社、事業組合

※ 何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は法人印と代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記してください。

3 第三者（同業種証明者または菓子製造に関する所属団体の長）による証明の場合

(1) 同業種証明者の場合

上述「1 個人が証明する場合」および「2 法人代表者が証明する場合」と同様です。

(2) 菓子製造に関する所属団体の長の場合

団体名と役職名の入った長の印鑑（職印）を押印してください。社印、組合印等のみでの証明は認められません。

<証明者の印について>

1 個人が証明する場合（個人事業主等が証明する場合）

市区町村に登録されている実印を押印してください。

(例) 個人経営の菓子製造業許可施設

2 法人代表者が証明する場合（代表取締役社長等または所属団体の長が証明する場合）

法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。

なお、社印、組合印等のみでの証明は認められません。

(例) 株式会社、有限会社、事業組合

※ 何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は法人印と代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記してください。

3 第三者（同業種証明者または菓子製造に関する所属団体の長）による証明の場合

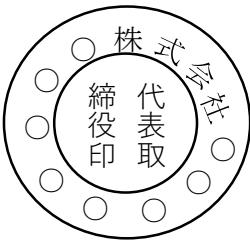
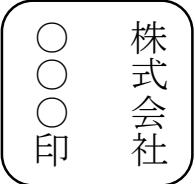
(1) 同業種証明者の場合

上述「1 個人が証明する場合」および「2 法人代表者が証明する場合」と同様です。

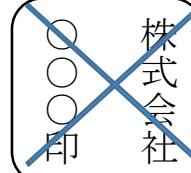
(2) 菓子製造に関する所属団体の長の場合

団体名と役職名の入った長の印鑑（職印）を押印してください。社印、組合印等のみでの証明は認められません。

【認められる印の例】

		
法人登記された印鑑を用いる場合	何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は、「法人印」と「代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印」を併せて押印してください。その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記してください。	
		
法人の代表者が証明する場合で、法人名と役職名の入った職印	役職印が役職名のみの場合は、社印、学校印、組合印等を併せて押印してください。	菓子製造に関する所属団体の長による証明の場合

【認められない印の例】

			
社印、学校印、組合印のみ		ゴム印	

東子製造業務従事証明書は証明者が記入するもので、受験者は記入・訂正することができます。訂正する場合は訂正箇所に二重線を引き、その上に証明印と同じ印鑑を押印してください。

—

【記入例】